

## 平成 25 年度ガイドラインの実施等に関する履行状況調査(実施方針)(案)

### 1. 目的

「公的研究費の不適切な経理に関する調査」の結果(以下、「一斉調査結果」という。)により、不正経理が認められた全ての研究機関に対し、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定)」(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、各研究機関の組織として責任ある公的研究費の管理・監査体制の主体的な取組の改善・充実を一層促進するとともに、同第 7 節に掲げる改善指導及び段階的な是正措置等を講じることを視野に入れた「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」を平成 25 年度も引き続き実施する。

### 2. 調査対象・内容等

#### [調査対象]

- 一斉調査結果で「不適切な経理・有」と報告のあった機関。
- その他、一斉調査が未了の機関、調査の過程等において、何らかの不正経理が発覚した機関も調査対象とする。

#### [調査内容]

(1) 本調査は、①不正事案が発生した体制整備等の問題・要因を踏まえ、再発防止策が適切に講じられているか、②ガイドラインに掲げる以下の取組状況が適切であり、機能しているかの観点から調査を行う。

#### ● 調査の観点(例)

- ① 機関内の責任体系が明確化されているか
- ② 適正な運営・管理の基盤となる環境が整備されているか
- ③ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画が策定されているか
- ④ 研究費の適正な運営・管理活動が行われているか
- ⑤ 情報の伝達を確保する体制が確立しているか
- ⑥ モニタリング体制が整備・機能しているか など

(2) 併せて、当該機関独自の不正防止に向けた効果的・効率的な取組、他機関への波及効果が期待できる取組等についても抽出。

#### [調査体制・方法]

- 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、所要の調査審議を実施。
- 各機関が提出する報告書等に基づき、悉皆の「書面調査」及び必要に応じ、「面接調査」又は「現地調査」を実施。

### 3. 調査結果の取扱い

- 文部科学省は、調査の結果、ガイドラインの趣旨や求める体制整備に反した実態が確認された場合は、同第 7 節に基づき、不正に関与した者の責任とは別に、体制整備等の問題について、「留意事項」として当該機関に通知するとともに、公表。

- 各機関は、「留意事項」への対応・履行状況を文部科学省に報告するとともに、当該機関のホームページ等を通じて公表。

- 次年度以降も「留意事項」への対応・履行状況の報告を求め、フォローアップを行い、「留意事項」への対応・改善が認められないなど、体制整備等の問題が解消されないと判断される場合は、①管理条件の付与、②機関名の公表、③一部経費の制限、④配分の停止等の機関に対する是正措置を段階的に講ずることもあり得る。

- このほか、調査のプロセスで抽出した効果的・効率的な取組、他機関への波及効果が期待できる取組等についても調査結果報告として取りまとめ、広く情報発信。